添付書類一覧

※標準的ケースを想定した添付書類を示しています。扶養申請する家族の状況は個々に異なります。
状況に応じて、**他に添付書類が必要になる場合がございます**ので、予めご了承ください。

被扶養者（申請する家族） ＼ 添付書類				A 扶養関係現況書	B 世帯全員の住民票	C 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	D 事由発生日を証明する書類	E 収入証明書	F 別居による送金（仕送り）証明書
被保険者との続柄	配偶者		同居	○	○	ー	○	○	ー
			別居	○	○	○	○	○	○
	子ども	１６歳未満	同居	○	○	ー	○	ー	ー
			別居	○	○	○	○	ー	ー
		その他	同居	○	○	ー	○	○	ー
			別居	○	○	○	○	○	○
	父母・祖父母		同居	○	○	ー	○	○	ー
			別居	○	○	○	○	○	○
	兄弟姉妹・孫	１６歳未満	同居	○	○	ー	○	ー	ー
			別居	○	○	○	○	ー	ー
		その他	同居	○	○	ー	○	○	ー
			別居	○	○	○	○	○	○
	その他の続柄		同居	○	○	ー	○	○	ー
被保険者と配偶者の続柄	父母・その他の続柄		同居	○	○	ー	○	○	ー

《要確認》
・「添付書類解説」もご覧ください。
・扶養関係現況書は扶養申請する家族全員分の提出が必要です。
・提出いただいた書類はご返却できません。予めご了承ください。
・同居または別居の区別は住民票をもとに判定します。

添付書類解説

A　扶養関係現況書

必ず提出が必要な書類です。
被扶養者（申請する家族）１人につき１部ずつ作成してください。
被扶養者認定基準を満たしていることを判断する重要な書類です。
事実に基づき正確に記入してください。未記入、無回答など不備があると扶養認定できません。
故意、過失を問わず、届出内容に瑕疵が認められた場合は、被扶養者認定を取り消します。

B　世帯全員の住民票

必ず提出が必要な書類です。
世帯全員記載あり、続柄記載あり、筆頭者記載あり、３ヶ月以内発行、コピー不可、マイナンバー記載なしです。
被扶養者（申請する家族）の身分関係および同一世帯であるかの確認のため必要な書類です。
身分関係の確認ができない場合は別途、戸籍謄本の原本の提出をお願いすることがあります。
別居している家族を申請する際は、その家族が属する世帯全員の住民票も提出してください。
※被扶養者の認定における同居・別居の区分は、住民票の記載内容に基づき判断します。

C　戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

被扶養者（申請する家族）が被保険者と別居の場合には提出が必要な書類です。
原本の提出が必要です。
被扶養者（申請する家族）の身分関係の確認のため必要な書類です。

D　事由発生日を証明する書類

※添付書類の取得が間に合わない場合は、先に健康保険被扶養者（異動）届を提出してください。

被扶養者（申請する家族）の状況により添付書類が異なります。
扶養認定日（事由発生日）を確認するため必要な書類です。
下記のいずれの類型にも当てはまらない場合は、あらかじめご相談ください。
被保険者の取得（入社・任意継続）に伴う申請の場合には添付不要です。
※事由発生から１ヶ月以内に書類が健保に到着した場合は、下記証明書等で確認できる事由発生日まで遡って認定します。
　１ヶ月を超えた越える場合は、健保が書類を受け付けした日が認定日になります。

１．被保険者と結婚したことによる申請　【認定日：入籍日】
　⇒戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の原本や、婚姻受理証明書の原本など公的な証明書。
２．被保険者の子どもが出生したことによる申請【認定日：出生日】
　⇒住民票（コピー不可）
　（※住民票の取得が間に合わない場合は後日提出も可能です。その際は「扶養関係現況書」の欄外に後日提出の旨を補記してください。）
３．申請する家族の退職による申請【認定日：退職日の翌日】
　⇒退職証明書の原本、雇用保険受給資格証の写し、離職票の写しなど。「扶養関係現況書」のQ4をご覧いただき、該当する書類を提出してください。
　　※失業給付の基本手当日額が基準を超過する場合は、扶養認定の対象外となります。給付制限期間など受給開始までの間は認定可能ですが、
　　受給が始まった際は速やかに被扶養者削除の届出を提出してください。手続きが漏れた場合、受給開始日に遡って資格を取り消すこととなります。
４．申請する家族の就労、収入状況等の変化による申請【認定日：契約変更した日・収入実績が基準内となった日】
　⇒退職・雇用形態の変更の際は雇用契約書の写しや労働条件通知書の写しなど。
　　残業減少などの場合は直近３ヶ月の給与明細の写し。
　　収入減少した日付が記載されている上記証明書類がない場合には、健康保険組合にて書類を受け付けした日が扶養認定日となります。
５．申請する家族の廃業による申請【認定日：廃業日の翌日】
　⇒税務署に提出した廃業届の写し。
６．申請する家族の雇用保険（失業給付等）受給終了による申請【認定日：受給終了日の翌日】
　⇒「支給終了」の印字がある雇用保険受給資格者証の全ページの写し。
７．申請する家族の健康保険（傷病手当金等）受給終了による申請【認定日：受給終了日の翌日】
　⇒健康保険組合（協会けんぽ）から発行された、受給満了通知書の写し。
8.その他
　⇒事前にご相談ください

E　収入証明書

被扶養者（申請する家族）の状況により添付書類が異なります。
生計維持関係を確認するために必要な書類です。
下記のいずれの類型にも当てはまらない場合は、あらかじめご相談ください。
生計維持関係を判断するうえでの年収は、名称の如何にかかわらず、継続的に得られる全ての収入を指します。
健康保険法上の収入は、所得税法上の収入とは対象とする範囲が異なります。
※申請する家族が16歳未満で国内居住の場合は収入証明書の提出は不要です。

１．収入のない方
⇒非課税証明書の原本、退職証明書の原本などで収入がないことの確認が必要です。「扶養関係現況書」のQ４をご覧いただき、該当する書類を提出してください。

２．給与収入のある方（パート・アルバイト）
⇒直近３ヶ月分の給与明細書の写し。
※就業したばかりで３ヶ月分の給与明細が用意できない場合は、労働契約書、労働条件通知書および労働状況証明等の写しを提出してください。
３ヶ月分の給与明細が発行されたら後日健保まで写しを提出してください。
給与明細が提出されない場合、または、３ヶ月の給与実績が被扶養者認定基準を上回る場合には、扶養認定日に遡って資格を取り消します。

2-1．給与収入のある方（パート・アルバイト）　※認定日が2026年４月１日以降の方
⇒収入が給与収入のみである方は、労働契約内容による収入確認を希望することができます。
希望される場合は、直近３ヶ月分の給与明細書の写しに加え、労働契約書、労働条件通知書および労働状況証明書等の写しを添付してください。

３．各種年金収入
⇒直近の年金振込（支払）通知書または、年金額改定通知書の写し。
紛失の場合は、日本年金機構（年金事務所）に再交付を依頼してください。

４．個人事業による事業収入
⇒前年の確定申告書の写しと収支内訳書または、青色申告決算書の写し。
※自営業者（個人事業主）の方においては、経済的に自立した存在であり、生活するために自分で事業を経営することを選択した方となりますので、収入の多寡にかかわらず、ご自身で国民健康保険に加入するのが基本です。
健康保険の被扶養者となるのはあくまで例外的な措置であることをご承知おきください。詳細はローソン健保のホームページもご覧ください。

５．雇用保険（失業給付等）
⇒雇用保険受給資格者証の全ページの写し、支給決定通知書の写しなど。
紛失の場合は、ハローワークに再交付を依頼してください。
「扶養関係現況書」のQ4をご覧いただき、該当する書類を提出してください。

６．健康保険（傷病手当金等）
⇒直近の支給決定通知書の写しなど。
紛失の場合は、健康保険組合（協会けんぽ）に再交付を依頼してください。

F　別居による送金(仕送り)証明書

被扶養者（申請する家族）が被保険者と別居の場合には提出が必要な書類です。
別居している家族との生計維持関係の確認に必要な書類です。
被扶養者（申請する家族）の同居または別居の区別は住民票をもとに判定します。
直近３ヶ月の送金証明（仕送りが振込の場合は預金通帳等の写し、仕送りが送金の場合は現金書留の写しなど）。
いずれも、振込人名（被保険者）・受取人名（申請家族）・日時・金額、が明記されてるものを提出してください。
仕送りの実績がない場合、現金手渡しおよびクレジットカード利用等により送金証明がない場合は扶養認定できません。
新たに送金する場合は、被扶養者（申請する家族）へ送金された日が認定日になります。

※別居の理由が、単身赴任や、子ども（学生）の就学など一時的な別居である場合は提出不要です。
子ども（学生）の就学による別居の場合は学生証の写しを提出してください。
16歳未満の子どもについても提出不要です。
※扶養調査により、定期的に送金状況を確認させていただきます。
確認がとれない場合は認定取消となりますのでご注意ください

その他：優先扶養義務者について

優先扶養義務者とは、民法上規定される「被扶養者（申請する家族）を養うべき立場にある人」を指します。
健康保険の扶養申請における審査では、当該扶養義務者の扶養能力の有無について確認します。
当該扶養義務者に十分な扶養能力があると認められる場合、あなた（被保険者）の扶養に入れることは原則として認められません。
子どもを扶養に追加する場合は、夫婦それぞれの年間収入を比較し、多い方の扶養とすることになります。
なお、扶養認定の基準は親権の有無に関わらず、「主として子どもの生計を維持しているのは誰か」という観点で判断します。
そのため、離婚や未婚の場合でも、養育費等の支払い状況の確認が必要です。

●「扶養関係現況書」のQ3-1にて、「配偶者がいない」に☑した場合、配偶者の有無について確認が必要です。
　戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の原本を提出してください。
●「扶養関係現況書」のQ3-2にて、「申請する家族に、あなた以外の扶養義務者はいない」に☑した場合でも、住民票や戸籍謄本により、優先扶養義務者が確認された場合は、当該扶養義務者の扶養能力の確認を要します。収入状況を確認できる書類を提出してください。

優先扶養義務者の具体例（一例）

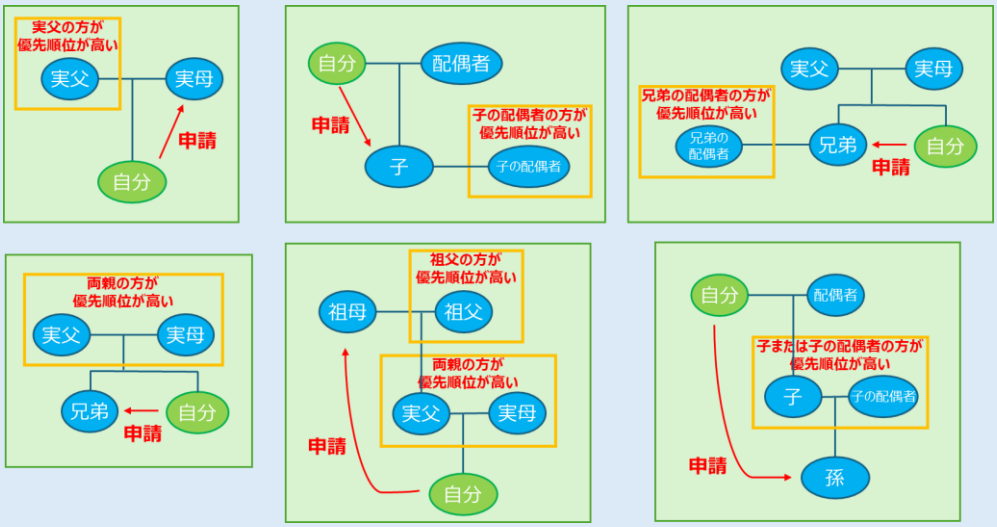

優先扶養義務者の扶養能力の有無の判断に関する具体例（一例）

父母など、対象者が夫婦である場合は、片方の収入が低くても夫婦相互扶助の観点から二人合わせた収入で扶養能力を判断します。どちらか一方の収入が基準内であっても、二人の合計収入がそれぞれの基準額を合算した額を超える場合には扶養認定できません。

ex,母を扶養追加したい
父：70歳　年金収入 およびシルバー人材センター給与　300万円/年
母：65歳　年金収入　120万円/年
　　合計　420万円/年
⇒上記の場合、母の年間収入は基準内であるが、二人合わせた年間収入が基準超過となるため、被扶養者として認定できません。

※対象者の年齢が６０歳以上のため、年間収入基準は１８０万円です。
　母の年間収入が１８０万円未満かつ、二人合わせた年間収入が３６０万円未満であれば扶養認定できます。

その他：個人事業による事業収入について

自営業者（個人事業主）の方においては、経済的に自立した存在であり、生活するために自分で事業を経営することを選択した方となりますので、収入の多寡にかかわらず、原則としてご自身で国民健康保険に加入することとなります。
したがって、一時的な収支の悪化（収入減少）や経費支払いなどを理由に、自分自身で健康保険の加入ができないということは、本来の制度趣旨から外れるもので、不合理であると考えられます。
ただし、事業規模が極めて小さく、実態として扶養が必要な状況にある場合は、事業内容や収入状況を精査したうえで、被扶養者の認定対象となる場合があります。
収入状況を確認する書類として、前年の確定申告書の写しと収支内訳書のまたは、青色申告決算書の写しを提出してください。あわせて、ローソン健康保険のHPもご覧ください。【各種手続き⇒家族を加入させる⇒解説⇒自営業者の収入について】